

ハンセン病対策に関する教訓を踏まえた基礎的研究

—子ども家庭福祉領域からの『ハンセン病関連研究』—

研究代表者 藤岡孝志

ハンセン病対策研究については、既に検証会議がおこなわれ、各分野の専門家によって最終報告書が出されている。また、ハンセン病裁判の裁判記録も出版され、その細かな検証もさらなる課題となっている（本学社会事業研究所にて閲覧可能）。その中であって、今回の共同研究では、広く子ども家庭福祉領域、特にいわゆる「未感染児童」に関する課題に焦点を当てて、掘り下げていった。

そこで、まず、子ども関係の文献がどのように出版・報告されているかということ、メタアナリシス手法を用いて、網羅的に探索していった。その結果、複数のキーワードを発見することができた。また、それらを図にした。

そのなかで、「未感染児童」の課題は、療養所の中に、保育施設が造られた一定の時期に限定されていることがわかった。

多くの子どもたちは、社会参加をすることができており、「未感染児童」の置かれた状況に関する研究は、その社会参加の状況を明らかにすることも意味しており、研究者としてのジレンマに関わる課題であることが改めて浮き彫りになった。そのことは、この領域の専門家との議論でも明らかになり、ハンセン病領域に関する研究の難しさとともに、研究者としての配慮に思い至ることが重要であることが改めて検討された。

子ども領域に関する研究の整理、及びその研究のデータベース化は、今回の研究で果たすことができた。未感染児童に関する研究も含め、その研究の社会的意義、及び社会的な波及への配慮も忘れないで、今後研究を蓄積していくことが大事と考えられる。子ども領域に関する（ハンセン病領域研究における）研究蓄積は、研究所内に保存されている。

I 研究の背景

特に、子ども家庭福祉領域におけるハンセン病関連研究は、国立療養所長島愛生園著長島愛生園 30年の歩み 第6章1節(1960)を参考に整理すると、以下のようになる。1) 所内出生問題（墮胎・断種）、2) 携伴問題（「未感染児童」・保育児童）、3) 保育所の問題（保育所から学校への通学）4) 保育児童の社会自立・転出。

ここでは、いわゆる「未感染児童」という言葉を使用しているが、多くの研究者が指摘しているように、この言葉の使用に関しては、慎重な態度を旨とし、使用に際しては厳に留意しなければならない。「未」という言葉に表現されているように、いまだ感染せず、という偏見を含んだ言葉である。

また、「感染」していないという言葉は正確ではなく、ハンセン病を発症していないということであって、未感染であるかどうかさえも確認できない状況である。感染していない可能性も大いにある。その意味においても、「未感染児童」という言葉は、適切ではないと考えられる。この点は、国立ハンセン病資料館学芸員の方から教えていただいたことである。

II 先行研究

対象・方法

本研究のテーマと関連する文献について、データベースを用いて文献検索を行った。その際、本研究では主に日本国内の論文を対象とした。

検索の際には、CiNiiにて検索。キーワードとして「ハンセン病」「子ども」を使用した結果、32件がヒットした。論文のタイトルとAbstractから内容を特定し、今回の研究目的に該当する文献27件に絞った。次に論文を精読して、さらに内容を検討を行った結果、17件の文献が抽出された。

資料1 子ども領域の文献の整理

No.	著者名	年	論文名	調査対象	調査方法	
1	福岡 安則,黒坂 愛衣	2014	最後の徴兵で沖縄戦に駆り出されて：ハンセン病療養所「星塚敬愛園」聞き取り(調査ノート)	調査ノート	ハンセン病療養所「星塚敬愛園」に暮らす80歳代男性	聞き取り調査 (ライフストーリー)
2	加藤 彰彦,嘉敷 千賀子,嘉敷 睦,横山 正晃	2013	沖縄の子ども生活環境形成に関する考察	論文	金城光彰(「ハンセン病だった私は幸せ—子どもたちに語る半生、そして沖縄のハンセン病—」(2007)の著者:金城幸子の孫)	聞き取り(作文に綴った祖母への想い)作文(「ハンセン病の祖母は幸せ」)
3	横瀬 利枝子	2013	女性退所者の苦悩：ハンセン病女性回復者たちの語りから	報告論文	社会復帰を果たした女性、6名	聞き取り調査 (ライフストーリー-研究法)
4	福岡 安則,黒坂 愛衣	2013	原告番号1番になって裁判を闘った：ハンセン病療養所「星塚敬愛園」聞き取り	調査ノート	ハ病療養所で70年過ごしてきた92歳男性	聞き取り調査 (ライフストーリー)
5	福岡 安則,黒坂 愛衣	2013	中国の回復者村の支援活動に打ち込んで：ハンセン病療養所「星塚敬愛園」聞き取り	調査ノート	小牧義美	聞き取り調査 (ライフストーリー)
6	加藤 彰彦,石田 友理,小笠原 快,嘉敷 千賀子,嘉敷 睦,横山 正晃	2012	沖縄の子どもにおける「共育的関係」構築への考察	研究報告	沖縄の児童教育の現状	—
7	瀬戸 口 裕二	2012	優生保護法下で生まれたハンセン病患者の子どもたち:その人物史的考察のための予備的研究	研究ノート	人物史考察の予備的研究	資料・文献
8	福岡 安則,黒坂 愛衣	2012	裁判のおかげで失われていた記憶が蘇った：あるハンセン病家族からの聞き取り	調査ノート	63歳女性。保育所での生活経験者	聞き取り調査 (ライフストーリー)
9	福岡 安則,黒坂 愛衣,下西 名央	2011	逃走して産んだ子を5歳で亡くして—ハンセン病療養所「星塚敬愛園」聞き取り	調査ノート	女性。ハ病患者同士で療養所逃亡、子どもを産むが、再入所。子どもを未感染児童保育所に入れられて1年後に死亡。	聞き取り調査 (ライフストーリー)
10	宇内 一文	2010	日本のハンセン病にかかわる子どもと教育に関する歴史研究の課題と展望	論文	資料・文献	文献レビュー
11	黒坂 愛衣	2009	7か月で望ろされた子どもを思い続けて—ハンセン病療養所「強制墮胎」を体験した80代女性の語り	調査ノート	望胎時の母である80代女性(入所者)	聞き取り調査 (ライフストーリー)
12	黒坂 愛衣	2008	子どもが差別されたことがいちばん悲しい—ハンセン病療養所退所者の六〇代男性からの聞き取り	論文	60代の療養所退所した男性	聞き取り調査 (ライフストーリー)
13	黒坂 愛衣,福岡 安則	2008	病気でないのに15歳まで入所—朝鮮半島にルーツをもつハンセン病療養所入所者の子どもからの聞き取り	調査ノート	50代女性	聞き取り調査 (ライフストーリー)
14	山本 須美子	2007	文芸作品を通してみる国立ハンセン病療養所の「子ども」：断種・「らい音ゆえに子どもがもてない」という言説をめぐって	論文	入園者によって書かれた作品『失われたもの』	—
15	青山 陽子	2005	子どもをもつこと—ハンセン病療養所におけるタブー	研究ノート	多摩全生園に暮らす37名の入所者(療養所で子どもを産み、育てた)	インタビュー調査
16	川崎 愛	2003	ハンセン病「未感染児」通学拒否事件に関する研究：「子どもの権利」の視点から	論文	菊池恵楓園自治会、全療協、新聞」記事などの資料と先行研究	文献研究
17	清水 寛,藤崎 恵昭	2001	国立療養所長葛宮生園のハンセン病児の精神生活の深層—“愛生人”構想からみた『望ヶ丘の子供たち』(1941年)、『愛生人』の検討	研究ノート	—	—

1. 保育児童（「未感染児童」と表現されることもある）

福岡 康範,黒坂 愛 (2014)

夫婦で星塚敬愛園に再入所し、妊娠した妻は、沖縄の実家で出産した一子をもうけるが、夫妻にはもう1人、妻の連れ子の男子がおり、この子を療養所内保育所に預けられたとの語りが記されている。

福岡 安則,黒坂 愛衣(2013b)

調査対象者本人以外のきょうだいもおそらくハンセン病患者ではなかったにもかかわらず、療養所に入所している。

福岡 安則,黒坂 愛衣,下西 名央(2011)

ハンセン病患者同士で療養所逃亡、子どもを産むが再入所となり、子どもを未感染児童保育所に有無を言わせず入所させられるが1年後に死亡。保育所の粗末な食事の故の栄養失調が子どもの死の原因。

福岡 安則,黒坂 愛衣(2012)

母と祖母がハンセン病。未感染児童保育所で生活（龍田寮）。

黒坂 愛衣,福岡 安則(2008)

発病していないにもかかわらず、ハンセン病療養所で15歳まで暮らした。親は、植民地支配時代に朝鮮半島から日本に渡った在日1世で、生まれる2年前にハンセン病を発病した。1歳前後の頃、父親が、九州地方にあるハンセン病療養所に入所。

2. 通学拒否問題

福岡 安則,黒坂 愛衣(2012)

未感染児童保育所で生活（龍田寮）し、小2で通学拒否（黒髪校事件）。違憲国賠訴訟でを通して幼少期の記憶を取り戻す。

川崎 愛(2003)

竜田寮児童の黒髪小学校通学拒否事件について、在校児童をも含めた「子どもの権利」の視点から検討している。以下、菊池恵楓園自治会や全療協（全国ハンセン病療養所入所者協議会）、新聞記事等の資料と先行研究から事件の概要と経過、子どもへの被害を明らかにしている。なお、「子どもの権利」については、事件発生当時、既に制定されていた「日本国憲法」・「教育基本法」・「児童福祉法」・「児童憲章」の規定から考察している。

3. 療養所内出産・墮胎・断種

福岡 康範,黒坂 愛 (2014)

夫婦で星塚敬愛園に再入所し、妊娠した妻は、沖縄の実家で出産した一子をもうける
→療養所内での出生は認められない。

福岡 安則,黒坂 愛衣(2013b)

療養所に入所していたために、墮胎せられたということ、そして断種については拒否できなかったという語り

瀬戸口 裕二(2012)

国立療養所であり、政府の管理下にあった和光園において、患者の出産が可能となっていた背景について資料を通して人物史的に考察している。カトリック思想に基づいた職員たちの活動と養育と教育についても概観している。

黒坂 愛衣(2009)

墮胎の「強制」のありようについて記されており

- ①本人に“説明がない”ままの墮胎であったこと
- ②墮胎は“しなければならないこと”と本人に感じさせていたこと
- ③墮胎によりわが子の命が奪われたことの攻めは自分自身にあると本人に感じさせていたこと"

が入所者としての体験から語られている。

山本 須美子(2007)

「ハンセン病だから子どもが持てない」のではなく、「産んでも育てられない」ということが問題であり、「退所すれば子どもを持つことに何らの制限もない」ということではなく、「子どもを産んでも育てられない」という判断をせざるをえなかった。「育てることができないから子どもをもたない」という入所者の判断と「らい者ゆえに子どもが持てない」という言説は、入園者に子どもを持たせないという同じ結果を生むことあると。これについては国賠訴訟では争点になっていないことを示している。

青山 陽子(2005)

「ハンセン病患者に対する断種・墮胎に関しては」、強制という言葉で表現れることが多い。また本人の了解を得て行っていたものだから強制ではないとする判断も一方で存在する。入所者に見られる断種・墮胎は、子どもができる事による様々な問題を回避するための手段として位置づけられ、語られている。

4. その他

加藤 彰彦,嘉数 千賀子,嘉数 睦,横山 正見(2013)

祖母と孫の生活体験/生活体験と待遇

横瀬 利枝子(2013)

子どもを産むということ

親子、母娘の関係について 親や家族から引き離され、関係性を解体された協力者たちの語りからは、母親との思い出が非常に多く語られ、最も身近である母親との関係性の回復に苦しんでいた。(P59) "

Ⅲ ハンセン病にかかわる子どもの歩む経路

先行研究をもとに、親がハンセン病になり療養所に入所することとなった子どもがどのような経緯をたどり、生活の場を移していくこととなったのかに着目し、先行研究よりその経路を明らかにする。(図1 参照)

子ども本人がハンセン病患者となった場合は、大人の感染者と同様療養所へと収容・隔離させるといった経緯をたどり、少年舎・少女舎にて生活・療養することとなる。しかし、子どもの療養所入所は、本人が感染していなくてもその親・家族が患者として入所する際、一緒に療養所に入るケースもあった。ここでは特に、自身が患者ではないハンセン病にかかわる子どもがたどってきた生活の場の経路を以下の6項目にまとめる。

1. 親と一緒に療養所に入所

まもなく両親は離別し、幼かった自分は、父親のもとに寄せられるかたちで、おなじ療養所で暮らすようになった。療養所では、同年代の子どもたちと寝起きをともにし、療養所内の小中学校で学んだ。(福岡・黒坂 2008)

2. 保育施設へ入所

妻が島に帰って女兒を産むために[男の子(息子)は]敬愛園の保育所に預けておって。(福岡・黒坂 2014) (P267L7)

3. 児童養護施設・乳児院へ措置

娘が1歳か2歳になった時・・・[息子と同様、敬愛園の]保育所に入れようつったところが、「保育所には入れん」と。[仕方なく]外の乳児院入れたんです。(福岡・黒坂 2014)

4. 保育所から少年舎・少女舎への移動

一番下の妹はね、最初はここの保育所にいたんですよ。それでまあ、学校には行かなかったと思うんだけど、いちおう中学校卒業したかたちになっておったんじゃないけど。何にもできない、どこにも行きようがないもんだからおふくろの陰に隠れて、敬愛園（ここ）でくらしおった。（福岡・黒坂 2013b）

5. 療養所から社会への自立

これについては、「宇内 一文(2008) ハンセン病未感染児の社会復帰促進と本校通学に関する教育学的研究--井上謙の「らい解放運動」を中心に 日本大学文理学部人文科学研究所研究紀要 (76), 81-103」に詳しく記載されている。療養所からの直接の社会参加の場合、なかなか就職できないなどのこともあり、いったん、他の養護施設に移動し、その養護施設からの就職という形をとることによって、差別や偏見から子どもたちの自立が阻害されることを避けることを考えた。このような方法を率先して考え、実施したのが、井上謙である。療養所に、「未感染児童」が生活する保育所がある限り、このような自立が阻害されるとの問題意識から、療養所から保育所をなくすることに井上らは尽力した。（宇内 一文 2008）

6. 児童養護施設から自立

女の子は・・・児童養護施設で、中学を卒業して・・・そして、大阪で仕事をしとったんですけどね、帰ってきて鹿児島で結構して。（福岡・黒坂 2014）(P267L28)

IV 保育事業

最後に、保育事業についてまとめる。

「長嶋愛生園 30年の歩み」(1960)では、ハンセン病療養所における子どもと保育所（保育施設）について、以下のように記されている（特に、以下 1から3）。

1. 所内出生問題

療養所内出生児のことをどうするかという問題があった。これを育児院等の施設に送っても保母が嫌がって自然と冷淡になり夭折するものが多い。又患者に引き渡すこと難しく、生後間もなく死亡するといった事例が多くあった。この悲惨を防止するため大正 5 年以来患者に優生手術が実施され、療養所内の出生児童は減少した。

2. 携伴問題（未感染児童・保育児童）

母が患者として療養所に入所する場合はその子供の養育問題が解決できないままの入所となることが多く、やむなくその子を連れて入所することがある。特に幼児期は感染しやすい時期とされていたことから母子と分離することが望ましいと考え、一篤志看護婦は率先これを引き取り養育にあたった。

財団法人らい予防協会が昭和6年8月1日に健康児童の分離を目的として愛生保育所を開所。

児童は一応らい感染を想定し得られるので当分の間専門家に観察を委託することが最も適切な方法

これを健康地帯に分離し、大体発病の虞れなしと認められるまで保育する
このような保育所はその後各療養所に附置され・・・その保育児童は8か所を通じて終戦時350人の多きに達した

財団法人らい予防協会はその経費の負担に耐えられなくなったので、昭和21年より、この保育事業は国に移管され療養所の一環として経営されることとなった。

3. 保育所の問題

国の経営に委せられたとはいえ児童保育費予算の計上を見たに過ぎない状態。児童福祉法による最低基準の如きは何等顧みられなかった。

保育児童中には、乳児、幼児、学令児を含み、精神薄弱児、要教護児、病弱児等があつて児童福祉法による分類中、乳児院虚弱児施設、養護施設、教護院、精神薄弱児施設等を兼ねたものと解され得る。

らいの家族という社会的条件の故に、各種各様の児童をらい療養所の一角に集めて保育すると云う意味は公衆衛生上の要請よりも寧ろらい家族を特殊視する社会的通念を重視するものと云わざるを得ない。

4. 保育児童の社会自立・転出

江連 (2006)はハンセン病療養所における「子ども」について

- ① 「患者児童」として療養生活する子どもたち、
 - ② 親が患者である子どもたち（親と一緒に入園したり、あるいは患者である親から出生した子どもたち。「未感染児童」などの差別的表現で呼ばれていたが、ここでは「保育児童」と呼ぶことにする）
 - ③ 療養所で働く医師・職員の子どもたち、
 - ④ 親が療養所入所し地元に残された子どもたち、
- などに分けて捉える事ができ、②については、「教育」とともに「保育」「福祉」の分野からのアプローチも必要なテーマであると言及している。

長島愛生園30年の歩み(1960)によれば、保育所(保育施設)は、公立療養所が設置された1910年の療養所長会議において「患者不随の小児がもし将来多数になる時は、收容所

を置くか、養育院、孤児院に委託する」ことを申し合わせていたが、養育院の受け入れが十分でない中で、養護施設も保母らがハンセン病患者の出生児ということで嫌がり、別室へ隔離してあまり世話もせず放置していた状況であった。

保育施設は療養所内の職員地帯におかれたが、菊池恵楓の龍田寮（熊本市）や多摩全生園の純真学園（横浜市）のように療養所から離れた場所に設置される場合もあった。

*参考文献

国立療養所長島愛生園(1960)長島愛生園 30年の歩み. 第6章1節

江連恭弘(2006)編・解説 近現代日本ハンセン病問題資料集成 補巻 10 ハンセン病と教育
不二出版

清水 寛 (1999) 日本ハンセン病児問題史研究[1] 一研究の課題と「日本ハンセン病児問題史年表（第一次案）」 埼玉大学紀要 教育学部（教育科学I） 48(1),23-74

※表記について

「未感染児童」…差別的表現であるともいわれており、「保育児童」を使う論文がある。

V 考察

ハンセン病関連での研究を行ったが、特に2014年度は、子ども家庭福祉領域を中心に研究を行った。

研究は大きく二つに分かれ、一つは、これまでの子ども家庭福祉領域におけるハンセン病関連研究をまとめた。そして次に、長年詳しく知られてこなかった、「未感染児童」に関する文献調査を行った。

1、子ども家庭福祉領域におけるハンセン病関連研究のまとめ

これらの文献研究から、図にあるような領域の整理をした。それぞれの領域ごとに番号を振り、それらに関連する研究を表にまとめた。

2、未感染児童に関する文献研究からみえてくること

上記、多様な側面からの文献の整理と合わせて、「未感染児童」について、詳しく見ていった。

未感染児童は、「未感染児童」とかつこで書かれることが多いように、その言葉自体が、差別と偏見を持った言葉でもあり、我々はその使用に際して、慎重であらねばならない。

すなわち、研究を深めて、未感染児童のことが明確になるということは、これまであまり知られていなかった未感染児童の存在が明らかになっていくことを意味している。そのことは、現在社会で、生きていらっしゃる未感染児童の方々に注目してしまう可能性を意味しており、それが、果たして、未感染児童の方々の本意かどうかである。

筆者は、ハンセン病資料館及び全生園に伺ってから、子ども領域でのハンセン病関連研究に関心を抱き、全生園の中での少年少女舎の存在もずっと気にかけてきた。しかし、掘

り下げ、明らかにすればするほど、我々が支援すべき人たちから遠ざかることを意味しているのである。

その意味で、本研究のホームページ上の報告は、これまでの指摘にとどめ、「未感染児童」に関する詳しい報告などは、守秘が前提としてお話しができる研究会に限ることを考えていきたい。

最後に、今後の課題として、以下を列記して、本報告書を終えることとする。

3、今後の課題

1) 入所時の分離、療養所内の親子関係、寮父・寮母による養育、面接の意味など、今日の児童福祉施設での課題と通じるところがある。

2) 「未感染児童」の療養所内分校から、本校への通学は、黒髪小学校での通学拒否問題だけではなく、本校へと通えることとなる事例も多くあった。啓蒙活動、PTAとの調整など多くの努力がなされた（特に、井上謙の貢献）。「保育所」「療養所内分校」の廃止なども含め検討が必要と考えられる。

3) 日本社会事業大学における「ハンセン病関連問題」の検討の必要性

毎年の、新入生のオリエンテーション。卒業論文、修士論文、博士論文でのテーマのとりあげ。今回の「子ども家庭福祉領域」でのテーマの掘り下げなど、各教員の得意分野での研究の継続。研究・教育のための外部資金の申請。

4) 国立ハンセン病資料館との連携、研究協力 共同研究の継続の必要性は言うまでもないことであり、今回の研究を通して、資料館との交流が深まったことを次の第一歩としたい。

謝辞 本研究をまとめるにあたり、貴重なご助言をいただきました国立ハンセン病資料館学芸員の先生方に心から謝意を表します。また、日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程 1 年渡邊瑞穂さんには、多大なるご尽力をいただいた。ここに記して心から感謝申し上げます。

引用文献

青山 陽子(2005). 子どもをもつこと--ハンセン病療養所におけるタブー 現代社会理論研究 15,325-335

福岡 安則・黒坂 愛衣(2012). 裁判のおかげで失われていた記憶が蘇った:あるハンセン病家族からの聞き取り 日本アジア研究:埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程紀要 (埼玉大学大学院文化科学研究科) 9,75-118

福岡 安則・黒坂 愛衣(2013a). 原告番号 1 番になって裁判を闘った:ハンセン病療養所「星塚敬愛園」聞き取り 日本アジア研究:埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程紀要 (埼玉大学大学院文化科学研究科) 10,173-190

福岡 安則・黒坂 愛衣(2013b). 中国の回復者村の支援活動に打ち込んで:ハンセン病療養所

- 「星塚敬愛園」聞き取り 日本アジア研究:埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程紀要 (埼玉大学大学院文化科学研究科) 10,231-260
- 福岡 安則・黒坂 愛衣(2014). 最後の徴兵で沖縄戦に駆り出されて:ハンセン病療養所「星塚敬愛園」聞き取り《調査ノート》 日本アジア研究:埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程紀要,11,249-275
- 福岡 安則・黒坂 愛衣・下西 名央(2011). 逃走して産んだ子を 5 歳で亡くして--ハンセン病療養所「星塚敬愛園」聞き取り 日本アジア研究 埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程紀要 (埼玉大学大学院文化科学研究科) 8,153-169
- 加藤 彰彦・石田 友理・小笠原 快・嘉数 千賀子・嘉数 睦・横山 正見(2012). 沖縄の子どもにおける「共育的關係」構築への考察 地域研究 12(10),91-113
- 加藤 彰彦・嘉数 千賀子・嘉数 睦・横山 正見(2013). 沖縄の子ども生活環境形成に関する考察 地域研究 12,117-134
- 川崎 愛 (2003). ハンセン病「未感染児」通学拒否事件に関する研究:「子どもの権利」の視点から平安女学院大学研究年報 3,129-138
- 黒坂 愛衣(2008). 子どもが差別されたことがいちばん悲しい--ハンセン病療養所退所者の六〇代男性からの聞き取り 解放社会学研究 22,48-167
- 黒坂 愛衣(2009). 7 ヶ月で墮ろされた子どもを思い続けて--ハンセン病療養所「強制墮胎」を体験した 80 代女性の語り 日本アジア研究 埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程紀要 (埼玉大学大学院文化科学研究科) 6,121-140
- 黒坂 愛衣・福岡 安則(2008). 病気でないのに 15 歳まで入所--朝鮮半島にルーツをもつハンセン病療養所入所者の子どもからの聞き取り 日本アジア研究埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程紀要 (埼玉大学大学院文化科学研究科) 5,151-166
- 瀬戸口 裕二(2012). 優生保護法下で生まれたハンセン病患者の子どもたち:その人物史的考察のための予備的研究 名寄市立大学社会福祉学科研究紀要,23-33
- 清水 寛 (1999) 日本ハンセン病児問題史研究[1] ー研究の課題と「日本ハンセン病児問題史年表 (第一次案)」 埼玉大学紀要 教育学部 (教育科学 I) 48(1),23-74
- 清水 寛・篠崎 恵昭(2001). 国立療養所長島愛生園のハンセン病児の精神生活の深層--"愛生人"構想からみた『望ヶ丘の子供たち』1941 年・『愛生』誌の検討 埼玉大学紀要教育学部 (人文・社会科学) 50(1),43-61
- 宇内 一文(2008) ハンセン病未感染児の社会復帰促進と本校通学に関する教育学的研究 --井上謙の「らい解放運動」を中心に 日本大学文理学部人文科学研究所研究紀要 (76), 81-103
- 宇内 一文(2010). 日本のハンセン病にかかわる子どもと教育に関する歴史研究の課題と展望 ハンセン病市民学会年報 2010, 310-330
- 山本 須美子(2007). 文芸作品を通してみる国立ハンセン病療養所の「子ども」:断種・「らい者ゆえに子どもがもてない」という言説をめぐる 白山人類学 10,21-40

横瀬 利枝子(2013). 女性退所者の苦悩:ハンセン病女性回復者たちの語りから 生命倫理
日本生命倫理学会 23,1,54-62